

藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について

藤枝総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝総合運動公園  
指定管理者 藤枝市原 1 0 0 番地  
藤枝市サッカー協会グループ  
代表者 一般社団法人藤枝市サッカー協会 会長 岸 登志満  
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで